

18・9 世紀ドイツの社会経済思想

今回のテーマ： カントの厳格性とその適用可能性

報告者 金慧（千葉大学）、網谷壮介（東京大学大学院総合文化研究科）

討論者 小谷英生（群馬大学）

世話人 原田哲史（関西学院大学）、大塚雄太（名古屋経済大学）

参加人数 約 30 名

今回のセッションでは、カントの厳格性とその適用可能性と題して、カントにおける理論と実践の位置関係、および彼の国際秩序構想の実現可能性について議論が行われた。

第 1 報告（網谷）要旨は、以下のとおりである。

カントは雑誌『ベルリン月報』の 1793 年 9 月号に、「理論では正しいが実践には役に立たないという俗諺について」という論文を発表した。報告は、この「理論と実践」論文をフランス革命後の『ベルリン月報』上で行われた論争に位置づけ、カントが何に対して反論し、何を擁護しているのかを明らかにした。

『ベルリン月報』上では、メーザーの論文を皮切りに、フランス革命の人権宣言・憲法の根底にある自然法理論をめぐる議論が行われていた。メーザーやビースターによれば、人間の権利は哲学者の思弁の中にしか存在しない空虚なものであり、政治的実在性を持たない。もし自然状態においてそうした権利が存在するとしても、自然状態と国家の状態は異なるのだから、そのような権利を国家の根底に据えることは許されない。他方で、クラウアーやゲンツは、カントの道徳哲学にもとづいて人間の権利を擁護しようとする。とりわけゲンツは、カントが未だ法・政治哲学を展開していないなかで、批判哲学の語彙を用いて権利論を展開した。こうしたコンテクストを背景に、カントは 93 年 9 月、自らの初めてとなる本格的な法と政治の論考「理論と実践」を『ベルリン月報』に発表する。

カントにおいて道徳哲学・実践哲学とは、定言命法が命じる義務を指示する理論にほかならない。道徳的義務は行為の帰結（幸福）を見込んでなされてはならない。すべてのひとが為さなければならない義務、それは経験によらずに定言命法の形式で表されるものであり、この定言命法を定立するものこそ理性である。人間の権利もまた経験的な概念ではなく理性概念から考察され、その最も原初的・根源的なものは自由権だと主張される。この自由権を各人に享受させるためにこそ、国家が設立されねばならない。その場合、その国家において市民は自由と平等を享受し、そして各人に自由を保障するための法律に同意を示すことができなければならない。こうしたカントの議論は明らかにフランス革命の原理の擁護を意味しているが、しかし、それは 1789 年の人権宣言と 91 年の憲法の擁護であって、「理論と実践」の同年にフランス議会で可決された 93 年の人権宣言と憲法ではない。後者の人権宣言は「社会の目的は共同の幸福である」と述べ、それにもとづいて幸福が破壊された時には抵抗ないし蜂起をする権利があるということを謳う。カントにとって幸福原理によって

正当化された抵抗権は、自由権を保障する体制を常に動揺させるもの、法による強制の唯一の権能である主権の至高性に反するものであった。

カントの「理論と実践」のあとには、ゲンツやレーベルクがさらに批判を行い、理論では正しいとしても実践には役に立たないのではないかと主張した。実際、カントの国家論は明白に市民の政治的権利を擁護しているが、当時のプロイセンは自由主義的支配さえおぼつかない君主制だった。理論で正しいとされたものをどのように実践していくべきか、この問題は、『永遠平和のために』（1795年）のなかで、許容法則という新しい概念によって答えられる。許容法則は、不正義に満ちた体制から正義の体制へと改革するために、時宜を見計らって不正義の状態を継続することを許容する。それは、理念を実現するという展望のもとで、適法的でない現実を暫定的に許容するのだ。この暫定的な領域を絶えず理念の実現に向けて動き続けることが、政治の役割として規定される。ゲンツやレーベルク、さらにクラインが改革は時期尚早であるとして改革を永遠に遅らせようとするのに対して、カントは許容法則の概念によって政治を導く規範的な理論と政治実践の間を架橋し、改革こそが政治であると対抗的に主張した。

第2報告（金）は、国際社会の秩序構想をめぐるカントとハーバーマスの所論を比較検討した。ハーバーマスは、強制力を伴う法によって規制されていない主権国家の併存状態を、克服されるべき過渡的な状態とみなしている。戦争を廃棄し、平和を確立するためには、世界規模での法的状態、すなわち「世界市民的状態」を実現しなければならない。そのためには、現行の国際関係をより拘束力のある法的関係へと改良することが必要である。こうした方向性を示している点で、200年という時を隔ててなお、ハーバーマスはカントと問題意識を共有している。とはいえ、具体的な方向性にかんしては、両者のあいだには顕著な相違が存在する。

ハーバーマスにしたがえば、世界規模で存在する唯一の世界国家か、主権国家のあいだの緩やかな結びつきによる国家連盟か、というカントが提示する二者択一は誤りである。ハーバーマスがこれらの選択肢に替えて提唱するのが「国際法の立憲化」である。国家のみを法主体とする強制力を欠いた従来国際法を、国家と個人を法主体とする強制力を伴う法へと転換する「国際法の立憲化」が、ハーバーマスの国際秩序構想の要をなしている。ただし、世界共和国という選択肢を否定していることからわかるように、ハーバーマスは、各国家を拘束する憲法の必要性を訴えながらも、世界国家の創設までは要求しない。国際法の立憲化によって成立するのは、あくまで「世界政府なき世界内政」である。

とはいえ、こうしたハーバーマスの構想は、カントによる国際社会の秩序構想の観点からみれば深刻な問題を抱えている。それは、ハーバーマスが提示する立憲化された国際社会においては、民主的な立憲国家では当然実現される自己立法の原理が制度化されていない、という点である。法の影響を被るものがその法の制定過程に関与しうることが法の正統性の条件であり、なおかつ、そうした原理が国家を越えた次元においても妥

当すべきであるとするれば、ハーバーマスが想定する、国家を超えた決定過程においてはそうした意味での正統性が欠如していることになる。

ハーバーマスは、この問題を「正統化の欠損」、あるいは「民主主義の欠損」と呼び、これに対して複数の観点から応答を試みている。そのなかでももっとも検討に値するのが、グローバルな公共圏に対してハーバーマスが寄せる信頼である。つまり、立憲化された国際社会においては、国家を超えた次元における決定過程への市民の参加の権利は存在しないものの、ハーバーマスは、メディアや非政府組織からなるグローバルな公共圏に、国家を超えた次元の決定や政策に対して正統化を与えると同時に、そうした政策過程の透明性を作り出す役割を期待しているのである。そのため、国連や国家を超えた次元での決定過程に市民が関与する公式の回路は存在しないものの、大規模な人権侵害といった個別の問題ごとに非公式なかたちで表明される意見や憤りが、諸国家に課せられた義務違反に対する制裁の正統化を支える力を持つのである。

以上のように、ハーバーマスは、カントから多大な影響を受けつつ自らの国際社会の秩序構想を提示しているが、具体的な内容を比較すると、両者の構想には大きな隔たりがあることが明らかになる。ハーバーマスが提示するのは、カントが提示する国家連盟や世界共和国とは異なり、立憲化された国際社会である。しかし、この構想においては、国際社会は国家の形態をとらないために、正統化の欠損という問題を抱え込まざるをえない。この問題に対してハーバーマスが提示する応答が、国家を超えた次元での決定過程へのグローバルな公共圏による影響力の行使である。

もっとも、ハーバーマスがカントに忠実な点も存在する。それは、国際社会の秩序構想そのものというよりも、その実現可能性にかんしてである。両者はともに、規範的な構想は実現可能性を前提としなければならないと考えている。その実現可能性を示すが、目的論的な歴史記述である。しかも、そうした歴史記述は、目的へと向かう趨勢が現実に存在していることを示すだけでなく、その記述によってその趨勢を促進することをも意図しており、両者が共有する決定的な点は、こうした歴史記述の実践的性格である。

以上の2報告につき討論者は、報告者の着眼点にポジティブな評価を与えたうえで次のような問題提起を行った。すなわち、本セッションの課題でもあった、政治経済的側面から見た近代ドイツの現実に対するカントの思想の有意性が、いかなる点にあるかということである。また付随的に、現代資本主義社会における非道徳に対して、カントの啓蒙の不十分性を指摘する声を提示した。これに対し第1報告者は、そもそも政治経済的に遅れていたという認識自体をカントがもっていたのかという疑義、加えて後の歴史的観点との対比からカントの言説を引き出すことが困難であるという見解を示した。とはいえ『人倫の形而上学』に示された貧民救済の方策は、いわば社会保障論的観点を含んでいるのであって、資本主義社会の根本的変革ではないにしろ、修正方向は示唆されているのではないかということであった。第2報告者は、カントにとって経済的なもの

は経験的なものに位置づけられ、アприオリな法や義務の概念とは区別されるが、彼が経験的なものをまったく顧慮しなかったわけではないことを指摘した。その証左として、義務の実践可能性という次元において自己利益という視点を含んでいることを、『永遠平和論』の記述によって裏付けながら示した。経済主体の問題としては、「受動市民」の経済的自立が政治的意思表明の前提であるというカント解釈を提示し、そこにそのための社会保障が必要だという含意を読みとった。

フロアからは、歴史叙述の歴史過程への現実的関与がはらむ問題が指摘されたり、カントの弟子でもあったクラウスのスミス受容に関する経済思想史課題が提起されるなど、活発な議論がなされた。